

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-243	白井市の住民	Ⅱ-231 と同じ文章の後、 千葉ニュータウン開発の折には富ヶ谷データセンター建設予定地の地権者のご希望で住宅地への変更をなさらなかったのではありませんか。 当然です農家さんには農地を守る権利があります。 あれから半世紀以上がたち、この地区は、静かな文教地区へと成長しました。 今は、この強みを生かして、迷惑な巨大施設を建設するのではなく、緑豊かな魅力あふれる夢ある住宅地にすべきです。 私達には環境を守る権利があると考えます。 市議会議員の富ヶ谷データセンター建設に賛成を主張される方々には是非ご自分達の近隣に誘致して下さい。 お願い致します。
Ⅱ-244	白井市の住民	1) 令和3年笠井白井市長は、都市マスタープランでは、3つの戦略プランのうち「暮らしやすい都市づくり」、「緑が包む都市づくり」を定め、将来像である「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現を都市計画の観点から目指している。 また、「市街化調整区域における地区計画の運用基準」の4. 項目に於いては <u>4. 地区計画の技術的な基準</u> 建築物等の高さの最高限度：周辺環境に十分配慮した数値で、適切に定めとあります。 このマスタープランに対して地区計画案との乖離には唖然とするものです。 「暮らしやすい都市づくり」、「緑が包む都市づくり」と謳っていますが、第一種低層住居専用地域が食い込むように入ってくる、殆ど窓のない壁だけの高さ40mの建築物がこの戦略プランに合致するのでしょうか。 ましてや、周辺は幼稚園、小学校、中学校、高校がある特殊な地域であり学びの場であります。 これが「暮らしやすい都市」なのでしょうか。 これが「緑包む都市」なのでしょうか。 市は、「周辺環境に十分配慮した数値」で適切に定めた高さが40mの数値であると、考えているのでしょうか。 緑豊かで良い環境は成長期の子供にとっても、とても大事であります。 是非とも再考願います。 2) 都市計画審議会から答申された「概ね妥当」とされたデータセンターの高さは15m～20mとされていたはずですが。 40mに決定された事は、当審議会委員は理解して<u>40mが「概ね妥当」</u>と変更したのですか。 地域住民に納得できる説明をお願いします。 市民は元より近隣住民が納得できる案及び計画を提案願いたい。 現状案ではとても賛成できるものでない。
Ⅱ-245	白井市の住民	地区計画の原案 ・地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で40mと変更されたが、何故最高限度を40mとしたのか明確な根拠が示されていない。根拠を示してもらいたい。

番号	提出者	意見書の内容
		・都市計画提案制度の概要の「3都市計画決定等の市の判断」の⑧⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後、どのような対応をするのか。 建物の高さ ・第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m の真ん中に、しかも小学校、中学校、保育園、障害者支援センター、公園がある文教地区に面して、高さ 40 m ものデータセンターなる大量の重油を貯蔵し、変電所、非常用発電機も備えている建築基準法の事務所に該当しない建物を建設するという異常な計画は非常識極まりないものである。 しかも、この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物の最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、同審議会で審議された計画よりもさらに本件データセンターの高さを（とくに住宅地近隣で 15 m → 40 m というように）大幅に高くしている。ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。 日照被害 ・日照被害が著しい。とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなる。南山小中学校への通学路もとくに冬季に日影になり、暗くなったり道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。このような計画には強く反対する。 白井市都市計画審議会で審議されていないこと ・今回の計画は白井市都市計画審議会で「概ね妥当」とされた計画とは異なる（データセンターの高さが審議されたものより大幅に高くなっている）。同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進めることは条例に違反する。 建設工事の危険 ・工事による土砂の掘り起こしや整地による砂埃が舞い上がり、洗濯物がベランダに干せない不安がある。 ・平日、休日、祭日、夜間等工事作業が行われたことで、健康被害が発生した場合、誰が補償してくれるのか。 建設後の生活侵害や交通の危険 ・ビル風が発生して、洗濯物、布団等ベランダに干せない場合、誰が補償するのか。 ・計画敷地を貫通する道路は生活道路から歩行、自転車で行くが、既存の白井駅前高層マンション前の道路は風の発生する時は転倒事故や雨傘を使用できない。同じような状況が想定され、心配である。 ・市は近隣住民に犠牲を強いる形で“まちづくりならぬ金づくり”と批判される様なデータセンターという事務所ならぬコンピュータ倉庫のようだとされている建物の建築を許可するのではなく、広く住民全体から賛同を得られるような真の意味での“まちづくり”をめざすべきと考えます。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-246	白井市の住民	・市街化調整区域の規制があった場所を解除したと聞きました。市街化調整区域の意味を確認したいです。それとでは、何故どういう理由で解除したのかも知りたいです。そこに整合性はあるのでしょうか。 ・第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m）の間に高層建築がたつのはおかしいと考えています。 反対です。低層住居と同じ高さ制限であるべきと考えています。 ・データセンターがたつと聞いていますが、住宅地がたつ事を希望しています。人口増加、地域、市の活性化になると考えています。 ・閑静で住み心地の良い居住環境を守りたいです。 ・白井市まちづくり審議会意見陳述開催日時のご案内がきましたが、平日の為一般の人は仕事があり参加できません。休日開催を希望したいです。 ・データセンター建設による公害が心配です。風害、電波障害、日照障害、騒音、振動、交通災害、温暖化、大気汚染などなど、公害災害のない安全第一であってほしいです。 ・データセンターは電力を大量に必要とすると聞いています。その電力はどうやってまかなうのですか。変電所による障害等はないのですか。 電力供給が原発稼働の理由につながっていくのは反対です。事故等に対する対策は大丈夫か心配です。 ・データセンターの様な建物は、住宅地のそばではなく、白井工業団地の様な場所であれば、問題が少ないのではと思っています。 ・データセンター建設のすぐ近くの民家住民が一番影響を受けます。困らない様配慮をお願いします。 ・データセンター建設による白井市のメリットは何か知りたいです。 市民の為の行政をよろしくお願いします。
Ⅱ-247	白井市の住民	地区計画の原案 当該地区は、70年代の都市再生開発計画に基づき開発され、住居、道路、教育子育てを始め、環境整備されてきたもので、一定の条件の基で環境が維持されています。 ここに、こんかい富ヶ谷地区の再開発が実施されると環境、道路、教育を始め、全ての生活侵害が起こる事が確実です。（今日までの環境破壊の恐れ） もし、再開発が実施されると、一部の見直し、補充がされても満足されるものとは考えられず、地区の高齢化、過疎化と相まって、南山小、中学校、白井高校等の教育施設の廃校が確実化（市当局は既に見込んでいるのでは？）され、同地区は野っ原になり放置されていくのでは？と危惧しています。 都市計画は新たな投資があつてこそ、未来への期待があるものであり、既存の場所に安易に大型なものを誘致するものではないと思います。（業者は投資効率を少なくすることは当たり前ですが、官公庁は安易に乗ってはいけません）白井市には、地区的に恵まれた環境（全国的にも関東地区でも）であり、短期的な収支ではなくて、もっと夢のある再計画を望みます。（現在の子供達にも自慢できる白井市の未来を築き上げてほしいです。）
Ⅱ-248	白井市の住民	建物の大きさ等について ・私の80余年の人生の中で、自己都合により私有の建物を必要に応じて数回、設計変更した事がありました。 その都度、許可申請をした上で、時の許可条件に合致した申請をして、建ぺい率、容積率、耐震強度を始め、許可の得られる建築物をと考えて実行して来ました。

番号	提出者	意見書の内容
		耐震強度や消防の基準、審査の結果の日照権、電波障害により電波のクレーム、全て、今回の容積の大きさでは許されなかったと思います。 40mという高さを認める根拠が示されていますか？ ・最近のニュータウンの町の様子は、ロジスティックのビルや倉庫が静か、増えて来て人気のない町になりつつあると思いませんか。活力を感じられなく思えます。 今に活気のある町がしずかな BLDG の建つ都市に変質して行きそうです。 高層ビルビルも人気がなく、窓の少ない各地の生産物を配送するためのビルが目立つ。 かつての家族、子供と一緒にだった町が、静かになったと思いませんか？ 乱文で失礼致します。 ゴメンナサイ。 ・高さの必要なら、体積を面で広げてほしい。エンピツのビルは不要でしょう。
Ⅱ-249	白井市の住民	富ヶ谷地区整備計画に反対する。 データセンターそのものに反対するものではない。今回の場当たり的な市の都市計画に反対する。 市が50年以上前から謳ってきた緑豊かな田園都市をとようするのかの市民との協議がまったくない。 先ず住居専用地に隣接する土地はどうあるべきか。小中学校との関係も然り。 この様な点を踏まえて、データセンター設置の協議だと思います。 たまたま梨畑を売りたい農家が隣近所で意見が合って合同で土地を売るからデータセンター設置になった。 これまで、「高さ制限は中学校だよ」と市民に制限してきた建築制限は「40mまでオーケー」こんな話はロシアでもなければ通りません。 現状では40mもの高さの建物を作りたければ工業団地で建てて下さい。
Ⅱ-250	白井市の住民	建物による日照被害がない様をお願いします。 日影、電波障害等が発生しない高さにして下さい。
Ⅱ-251	白井市の住民	建物の高さについて 第一種低層専用地域に40mの高層建築を建てること自体に疑問を感じます。 どのような弊害が予想されるかを細かく検証されたのでしょうか。 建築後の生活不安 建物の完成により電波障害、日照問題、ビル風の発生問題等危惧します。 始動していく上で交通量が増え住民や通学路を利用する子供達の安全が保たれるのでしょうか。
Ⅱ-252	白井市の住民	・住居地域、文教地域の隣接地に高さ40mのビルを建てる事、さらにその為に市街化調整区域の解除をする事に大きな違和感を感じます。 中止してください。 ・高層建物の影響で電波障害、風による事故等が心配されるが、対策は出来ているのか？ ・富ヶ谷地区の企業誘致により市にどれだけの税収が入るのか？住民への大きなダメージと比較してペイ出来るのか？

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-253	白井市の住民	・地区整備計画の建物等の高さの最高限度で 40mと変更されたが、市が何故最高限度 40mとしたのか、明確な根拠が示されていない。 - 根拠を示してもらいたい。 「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後どのような対応をするのか。 ・第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m）の真ん中に高さ 40mものデータセンターを建設するという異常なこの計画に強く反対します。 ・住宅地に高層建物（40m）を建設することが、住民生活にどれだけ多くの影響が発生するか計画は見直すべきである。 ・工事による土砂の掘り起こしや整地による砂埃が舞い上がり、洗濯物がベランダに干せない不安もある。
Ⅱ-254	白井市の住民	・第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m）の真ん中に高さ 40mものデータセンターを建設するという異常なこの計画に強く反対する。 - この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。 ・開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除し、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊する計画は中止するべきである。 ・工事により日常生活で工事機械からの騒音で室内での会話等が阻害される事が心配。 ・ビル風が発生し、洗濯物、布団等ベランダに干せなくなる。
Ⅱ-255	白井市の住民	冬の日照が一番心配です。 今までの様な日常であってほしいです。
Ⅱ-256	白井市の住民	建物の高さ 住宅地の真ん中に高さ 40mものデータ建設される。ちょっと想像しがたい。 今まで何の問題もなく生活してきたのに、急に高層建築物が建てられたら、日照被害とか心配である。 また、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、近隣住民の平穏な生活を破壊するような計画は見直すべきである。 とにかく周辺の景観を損ねる高層建物は建てるべきでない。
Ⅱ-257	白井市の住民	携帯電話やテレビ等への障害は発生しないのか心配である。
Ⅱ-258	白井市の住民	地区計画の原案 ○地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で 40mと変更されたが、市が何故最高限度を 40mとしたのか明確な根拠が示されていない根拠を示してもらいたい。 また、なぜ 10m、15m、20mではいけないのかの根拠も示してもらいたい。 建物の高さ

番号	提出者	意見書の内容
		○住宅地に高層建物(40メートル)を建設することが、住民生活にどれだけ多くの影響が発生するか計画は見直すべきである。
II-259	白井市の住民	II-258 と同じ。
II-260	白井市の住民	地区計画の原案 ○地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で 40mと変更されたが、市が何故最高限度を 40mとしたのか明確な根拠が示されていない根拠を示してもらいたい。また、なぜ 10m、15m、20mではいけないのかの根拠も示してもらいたい。 ○都市計画提案制度の概要の「3都市計画決定時の市の判断」の⑧、⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後どのような対応をするのか。 建物の高さ ○第一種低層住居専用地域(絶対高さ制限 10m)の真ん中に高さ 40mものデータセンターを建設するという、異常なこの計画に強く反対する。 しかも、この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物等の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止するべきである。 ○住宅地に高層建物(40メートル)を建設することが、住民生活にどれだけ多くの影響が発生するか計画は見直すべきである。 ○周辺の景観を損ねる高層建物は建てるべきではない。 ○この狭い敷地に 40メートルの建物は見直すべきである。 日照被害 ○日照被害が著しい。 とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなる。 南山小中学校への通学路もとくに冬季に日影になり、暗くなったり道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。 このような計画には強く反対する。 ○高層建物等の日影の影響で洗濯物、布団感想の使用の光熱費は誰が補償するのか ○日影の影響で掛る暖房費、照明費、乾燥費は補償して貰えるか。 白井市都市計画審議会が審議されていないこと ○今回の計画は白井市都市計画審議会が「概ね妥当」とされた計画とは異なる(データセンターの高さが審議されたものより大幅に高くなっている)。

番号	提出者	意見書の内容
		同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進めることは条例に違反する。
Ⅱ-261	白井市の住民	地区計画の原案（今回の意見書で特に記載する項目） ○地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で 40m と変更されたが、市が何故再現度を 40m としたのか明確な根拠が示されていない根拠を示してもらいたい。 また、なぜ 10m、15m、20、ではいけないのかの根拠も示してもらいたい。 ○都市計画提案制度の概要の「3 都市計画決定時の市の判断」の⑧、⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後どのような対応をするのか。 ※上記事項は、いずれも（令和 7 年 4 月 25 日～26 日の「地区計画の原案等に係る説明会」資料から） 建物の高さ ○第一種低層住居専用地域の真ん中に高さ 40m ものデータセンターを建設するのは正に暴挙、異常なこの計画に強く反対するものです。 しかもこの計画は白井市都市計画審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。 ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴は開発行為をすることは許されない。 私は終の住処として絶好な白井市に 40 数年前に転居してきたものです。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止すべきである。 日照被害 ○日照被害が著しい。 とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなる。 南山小中学校への通学路もとくに冬季に日影になり、暗くなった道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。 このような計画に断固反対する。 そのほか。高層建物等の日影の影響で、洗濯物や布団乾燥への悪影響、また、暖房費や照明費の余分な出費も予想される。 データセンター建設計画は中止すべきである。 建設工事の危険や騒音や振動 ○工事による通学路の安全確保、騒音発生に伴う健康被害、砂塵の舞い上がりにおける洗濯物への悪影響等も心配される。 ○工事により非常用井戸が使用不能になることも考えられる。 近い将来、大地震発生が言われている今日、極めて憂慮される。

番号	提出者	意見書の内容
		建設後の生活侵害や交通の危険 ○高層建物等からの著しい強風被害は確実に発生する。対策は十分に考えているのか。 ○高層建物等による電波障害も懸念される。 携帯電話、テレビ、パソコン等への悪影響が心配である。 実際にことが発生した際にどのような補償がなされるのか。 ○高層建物により景観が現在より悪くなることは承諾できない。 その他 ○住環境が低下することで、地価評価の低下に不安がある。 ○計画予定地の周辺一帯は野鳥・水鳥の生息地であり、年間 20 種以上の野鳥がいるが調査はしているのか。 ○夜間の照明、建物による風、電磁波等の影響が野鳥の生息に影響が有るか無いか照明してもらいたい。 ○開発計画に隣接している現在の計画では梨畑は風、日照等の影響で生育出来るか照明できるデータを提示してもらいたい。 ○企業の誘致に際して地元住民の雇用が出来ることは考えているか。 ○富ヶ谷築の企業誘致により市にどれだけの税収が入るのか金額を明示してもらいたい。 ○近隣住民への説明会の開催は、いずれも近隣住民への事前の調整もなく、平日に一方的に実施している。 (事業者独自は日曜日に 1 回のみ) 今後、説明会は住民が参加出来る曜日に開催してもらいたい。 ○近隣住民への説明が、開催回数、開催時間とも少なく誠意ある説明は不十分である。 ○説明会を全体の他に各自治会単位で開催してもらいたい。以上。
Ⅱ-262	白井市の住民	周辺環境 近隣住民に対して日照・電波障害・風影響・騒音・日常の安全性などの対策案があれば教えてください。 また、問題や事故が起きた時、責任の有無と補償は？
Ⅱ-263	白井市の住民	【景観】 低層住宅街に隣接する強大な IT インフラは、近隣で生活する私達にとって異質感や圧迫感を感じされる建物です。 設計や外見のデザインなどでこのストレスが軽減される対策をしていますか？ 【電波障害】 電波の受信障害が発生した場合に対応していただける案はあるのでしょうか？ 日常はもちろん災害時や緊急時に電波障害が起きてしまうと、連絡や重要な情報も得られなくなってしまうおそれがあります。 【日照問題】 日当たりが阻害される近隣に対しての補償案はありますか？

番号	提出者	意見書の内容
		【ビル風】 ビル風が引き金となる障害への対処と補償はありますか？ (歩行障害、生活障害、交通への影響。家屋への影響、高齢者・身体障害者への影響、二次被害など) 【排熱処理】 24時間稼働するデータセンターの ICT 機器（サーバーやパソコン）の発熱を処理する空調システムから出る排熱や、発電・変電設備からの発熱が及ぶ気温の上昇による生活環境の変化と植栽・樹木への影響に対しての対策案を教えてください。 【安全性】 再開発エリアの周囲は通学路や生活の動線があります。工事中の安全は確保されていますか？ 具体的に教えてください。 【その他】 工事中とセンターが稼働してからの騒音対策を教えてください。
Ⅱ-264	白井市の住民	地区・(整備)計画の土地建築物等利用方針 ・地区計画制度の土地利用（市街化調整区域）について、データセンター(DC)の建設計画は、サウンディング型市場調査により、住宅開発事業を対象外としているが、一方、都市マスタープランの DC に関するパブリックコメント(全ての市民対象)、住民意識調査(2,500人)による住民の意見を反映した開発事業を行なうべきでないか。 ・建物高さ 40M の DC の建設は、居住・文教地区から近距離のため、流山市の例にあるように、富ヶ谷地区の土地利用について、地区（整備）計画の撤回を求めたい。 ①流山市は、居住地から近距離に DC を計画したため、業者が撤退したと報道されている。 ②印西市の千葉 NT 中央駅近くの DC の開発予定について、現市長は実施しない方針を表明している。 都市マスタープラン、白井市まちづくり条例、白井市環境配慮指針を遵守して、良好な調和のとれた住環境の形成を図る土地利用の都市計画にして貰いたい。 40M の DC の建設計画は、印西市のように中止か或いは住居・文教地区からの遠距離に再検討したい。
Ⅱ-265	白井市の住民	地区計画の土地利用の制限 データセンター（DC）の建設により、周辺地区の環境悪化に伴い、地価は下落すると予測していますが、都市マスタープランに DC の土地利用の基本方針として「身近な緑に囲われたゆとりを感じる白井らしい暮らしの場としての土地利用と梨園などの豊かな農地との共存により、自然と人の活動が親密な土地利用を図る」とこの文言通りであれば、40M の DC の土地利用で環境が良くなり、地価は下落しないと断言して頂けませんか。 なお、DC を建設した場合、メリットがデメリットを上回る事を具体的に教えてください。 DC の建設により環境悪化が見込まれるため、富ヶ谷地区の土地利用の撤回をお願いします。
Ⅱ-266	白井市の住民	『印西都市計画復業務施設地区地区計画の決定』（理由書）では、「本地区は、～（省略）～地域の特性及び交通

番号	提出者	意見書の内容
		の利便性を活かしたデータセンターの立地を適正に誘導するとともに、既存住宅の良好な居住環境及び自然的環境と調和するため、地区計画を決定しようとするものである」とあるが、本地区は、南山小中学校を初めとした文教地区であり、誰が見ても、誰が考えても調和どころか、居住環境、自然環境を著しく破壊する最悪な地区計画である。 データセンターの立地に適正していると、本当にこの計画を「理由書」のように考え、誰が、どのように判断したのか、全く理解できない。 更に、この計画は、白井市都市計画審議会の答申として、「建築物等の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。 令和5年1月に、南山三丁目自治会より「富ヶ谷地区データセンター建設についての白井市への要請」の書面を提出しており、本要請に全て完全に対応する地区計画とすることを改めて強く求めるものであり、本要請を受けていられないのであれば、この計画は中止するべきである。
Ⅱ-267	白井市の住民	DCに関する「白井市 DC 建設対応方針」の早期策定 データセンター（以下 DC と略す）自体が、倉庫か事務所か等明確な基準が無いようですが、一刻も早く「白井市の DC 建設対応方針」を策定して頂きたいと思います。 先行している印西市では“居住エリア”と“DC 設置場所”を明確に分けて運用しているようです。（4/9 日経朝刊 5 面） 子供達の健康を守る「日照」「風害」 白井市の中にあっても、南山公園・グラウンド等を含む学園群（南山小、中、高及び幼稚園、保育園）が集中・集積している地区は他にありません。 地域の子供達の健康、成長を育む事が、正に白井市の目標としている都市プラン「安心、健康、快適」に沿う事ではないでしょうか。 南山地区の「風害」 今回の富ヶ谷地区提案では、南山地区住民（含む近郷住民）にとって風による影響が避けられません（南西からの強風+DCに伴う風）。 以前から風の強さに悩まされて来ましたが、DC 設置による高層特有の“ビル風の影響”を大変危惧します。 昨年、拙宅でも足場を組んで壊れた雨樋の取替と屋根の点検をやってもらいました。

番号	提出者	意見書の内容
		「温室効果ガス」の大量排出（夜間） 加えて大きな問題として、DC の設置により大量の「温室効果ガス」が発生しそうです。 即ち、DC の設置は大量の電力を消費しますが、その熱を排除する為「冷却用設備」の増加が必要となり、結果的に温室効果ガスの大量排出により環境負荷が大きくなる様です。 即ち CO2 など、温室効果ガスの大量排出（通常夜間）と言う問題です。 （データセンターの現状と課題を徹底解説！）（ 25.3.24） ネット検索） 結 論 今回の「富ヶ谷地区 DC 計画」では、南山地区全域（周辺地区を含む）に及ぼす影響は甚だ大きく、現状の生活、健康面を大きく変えて行くものであり、住民の反対意見を真摯に受け入れて頂き「許可しない」決定をお願いしたいと思います。以上
Ⅱ-268	白井市の住民	そもそも、標記地区計画の地区は昭和 6 4 年に市街化調整区域となっており、建物の建設が規制されていた。 意見者をはじめ、近隣地区の住民は、その現状を理解・了解した上で、近隣地区に所有権を取得し居住しているものである。 そうしたなか、令和 2 年に「市街化調整区域における地区計画の運用基準」改定により、標記地区計画の地区に建物の建設が可能となったが、建設にあたっては、同運用基準に合致していることは当然のこととして、近隣住民に対しては、近隣住民が所有権を取得し居住した時の権利である住環境が維持されるべき（悪化しないようにする）なのは当然のことである。 特に、意見者の居住する南山三丁目地区は、平成 2 8 年に南山三丁目地区まちづくり協議会を設立し、平成 2 9 年に南山三丁目地区まちづくり計画が白井市により策定されているが、同計画において、南山三丁目地区のまちづくり計画の目標は「本地区の優良かつ安全な住環境を高度に維持・増進することを目的とする」と定められており、同地区計画を策定した白井市は、住環境を高度に維持・増進する責任がある。 以上を踏まえ、標記地区計画に関しては、南山三丁目地区まちづくり協議会ならびに南山三丁目自治会（以下『南山三丁目』と言う）は、 令和 5 年 1 月 8 日に「富ヶ谷地区データセンター建設についての白井市への要請」及び令和 5 年 4 月 2 4 日に富ヶ谷地区データセンター建設についての白井市への再要請」（以下併せて『要請』と言う）にて、白井市長宛に要請を行った。 当該要請は、南山三丁目地区の住環境を守る観点から、『南山三丁目』として許容できる最低限の要請であり、白井市には、白井市が策定した「南山三丁目地区まちづくり計画」との整合性の観点からも、責任をもって本要請を受け止め、本要請を全て完全に対応することを強く求めたものであるが、標記地区計画原案は『要請』を無視したと言わざるを得ない内容である。 具体的には、「要請事項 2. (1)・建物の高さ」について、「富ヶ谷地区近隣地区にある、一定規模以上の建物である南山小中学校・池の上小学校・白井高校（以下『学校』と言う）の校舎と同等以下の水準の建物とすること」という要請に対し、『学校』の校舎の高さの約 3 倍の高さとなっており、その結果、南山三丁目地区の日照時間の減少・TV 放送の電波の受信障害発生といった住環境悪化が発生する見込みである。

番号	提出者	意見書の内容
		『要請』は、南山三丁目地区の住環境を守る観点から、『南山三丁目』として許容できる最低限の要請であり、白井市には、白井市が策定した「南山三丁目地区まちづくり計画」との整合性の観点からも、責任をもって本要請を受け止め、本要請を全て完全に対応する地区計画とすることを改めて強く求めるものである。
Ⅱ-269	白井市の住民	異常な地区計画 白井市が計画している地区計画は戸建て住宅と低層住宅に囲まれ、また周辺には、保育園、小学校、中学校、高等学校が点在し白井駅から700メートルの場所13.2ヘクタールに（南山3丁目全域で5.1ヘクタール）40メートルの巨大ビル群「データセンター」を建設する計画。 この計画は素晴らしいまちづくりとは言えない異常な計画。 このような住民の生活環境を無視した、また、園児や、学童の環境に悪影響を及ぼす異常な地区計画はとりやめるべきである。 不要な箱 白井市が計画しているこの地は、白井市の中心である白井駅から700メートルで、千葉ニュータウン開発から30年近く平穏で良質な居住環境が形成されている戸建て、低層住宅地であり、周辺は、保育園、小学校、中学校、高等学校に囲まれた文教地区である。 この地区は、また、小室インターから計測すれば2キロメートルと近い。交通の利便性は高いと思うが、開発地区は、住宅地の真ん中で、居住者の住環境を破壊し、また園児、学生に悪影響を与える。 利便性が必要でない40メートルの巨大な箱「データセンター」をこの地に建設する開発計画は理解できない。中止すべきである。 壊す計画 白井市がこの地に計画している開発計画は、「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」を創りたいを目指した計画なのか。この開発は、居住環境を破壊し、多く住む高齢者や、周辺の学業に励む学生に全く配慮のない計画である。 この計画は「住んでみたい」「住んでよかった」「住み続けたい」を壊す計画である。 この壊す計画に反対である
Ⅱ-270	白井市の住民	今後の税収について データセンターを建てた場合、白井市の税収はいくら増えるのか、継続的な税収が見込めるとい何が何年ほどの継続なのかが分からない。 閉鎖後に建物を解体するのか 建設後10年程度で管理会社の都合で封鎖され、建物が解体されずに放置されるなどが起きないかを不安視している。 閉鎖時は管理会社が確実に建物を全て解体するなどの契約は結んでいるのかを知りたい。 契約の内容を書面で市民に配り、説明をしてほしい。

番号	提出者	意見書の内容
		空調音の大きさについて、補償について 空調が 24 時間回り続けることになるがどれくらいの騒音になるのか。 1 番近い住宅で常時何デシベルになるのか？ 小中学校は何デシベルになるのか影響が気になる。 また、完成後に空調音が想定より大きく、近隣住民の不眠など体調に影響が及んだ場合、補償はされるのか？ 補償する場合は日本 GLP と白井市のどちらが補償するのかを知りたい。 市民に確約してくれるのか気になる。 契約内容を市民に公開できない、説明ができない、被害があったときに補償をする確約ができないのならば、データセンターを富ヶ谷地区に建設するべきではない。
Ⅱ-271	白井市の住民	地区計画の原案 地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で 40m と変更されたが、市が何故最高限度を 40m としたのか明確な根拠が示されていない。 根拠を示してもらいたい。 また、なぜ 10m、15m、20m ではないのかの根拠も示してもらいたい。 都市計画提案制度の概要の「3 都市計画決定等の市の判断」の⑧、⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後どのような対応をするのか。 日照被害 日照被害が著しい。 とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなる。 南山小中学校への通学路もとくに冬季に日陰になり、暗くなったり通路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。 このような計画には強く反対する。 日陰の影響で掛る暖房費、照明費、乾燥費は補償して貰えるか。 白井市都市計画審議会で審議されていないこと 今回の計画は白井市都市計画審議会で「概ね妥当」とされた計画とは異なる（データセンターの高さが審議されていたものより大幅に高くなっている。） 同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進めることは条例に違反する。
Ⅱ-272	白井市の住民	建物の高さ 住宅地に 40 メートルの高層建物を建設することは、反対です。 なるべく低くしてください。 周辺の景観を損ねる高層建物は建てないでほしい。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅱ-273	白井市の住民	建物の高さ 絶対高さ制限 10mの第一種低層住宅地域の、真ん中に高さ 40mものデータセンターを建設するという異常な計画に強く反対します。
Ⅱ-274	白井市の住民	景観、日照の問題に不安要素があるのに、40mもの高さの建造物が必要な根拠を示して頂きたい。
Ⅱ-275	白井市の住民	建物の高さ 予定地の周りは一見してわかるように低層住宅地です。 隣は戸建エリアになっています。 このような場所になぜ突然 40mという高さを設定したのでしょうか。 高さにこだわるのであれば南山のこの場所ではなく工業団地等の学校や住宅が建ち並んでいない場所は他にもあったはずです。 建設予定地北側には中学校があり、生徒が主に授業を受ける教室は全て南側の校舎です。 太陽が低い時間帯は日陰の教室になってしまいます。 何も思いませんか？ 子供達の学びの場を大人の都合でそういった環境にさせてしまうのは抵抗はないですか？ 白井の広い空の下でのびのびと豊かに育ってる子供達の環境を敢えて狭くする必要はないと思います。 建設後の生活侵害や交通の危険 以前開かれた説明会で、高層になった場合の風の影響を質問した方がいらっしゃいました。 この回答は頂けていますか？ 是非、ビル風のデータを取り、ご回答をお願いします。 白井は北総台地でもともと風が強い場所です。 駅の南側地北側マンションの間は風の影響を他の地域より一層強く受けます。 お年寄りや子供が転んで骨折したり、物が勢よく飛ばされて人にぶつかったり問題になっています。 南山に高層建物ができた場合、隣接する小中学校の通学都がまさに風の吹き抜ける危険な場所になります。 駅前で起っている影響を考えたら一目瞭然なはずですが、なぜこの南山に、子供達の通学路沿いに、この高さを設定しているのでしょうか？ ここで生活している私達に強引な決定で、そして住民や通学路を利用している全ての方に無配慮だと思います。 どうか私達が直面しているこの問題をご自分たちのご家族に降りかかった問題だと思って考えていただきたいです。 少しの配慮で未然に防げる事故や事象があるはずです。 住民により添った形にさせていただきますようお願い申し上げます。
Ⅱ-276	白井市の住民	建物の高さ この地域は文教地区であり、住宅街です。 そこに何故 40 メートルの高層を建てる必要があるのでしょうか。 白井市には多くの空地があります。

番号	提出者	意見書の内容
		それなのに何故このような閑静な住宅街に建てるのでしょうか。 地権者の方にも理由が有ると思いますが、市の対応に疑問を感じます。 私の家は5階建の1階ですが、朝日が登るところから、沈むまで陽があたる大変恵まれた環境にあります。 それが目の前、しかも南東に40メートルもの建物が建てば、日照被害、風の被害、他にもどんな悪影響が起こるのか不安でいっぱいです。 白井市は風の無い日でも午後になると強い風が吹いてきます。 駅前（白井駅）の高層マンションの周辺では風が強く、自転車に乗っている人や、シルバーカーを押している方が風の影響で転び緊急搬送されています。 先日4月15日（火）に知人が市役所から白井駅方向にバイクで向かう途中駅前の高層マンション横で強風にあおられ転倒し、バイクの下敷になり、起き上がれなかったそうですが、通りがかりの3人の方に助けられて無事でした。間が悪ければ大事故になっていたと思います。 事が起きてからでは遅いのです。 私の家の前は通学路です。 自転車通学の子供達にも同じような風の影響を受けるでしょう。 それともことが起こらないと市は止められないのでしょうか。 どうか未来の事故が起こる前に助けて下さい！
Ⅱ-277	白井市の住民	日照被害 日影の影響で掛る暖房費、照明費、乾燥費は補償して貰えるか。 高層建物等の日影の影響で洗濯物、布団乾燥の使用の光熱費は誰が補償するのか。 建築工事の危険や騒音や振動 工事による土砂の掘り起こしや整地による砂埃が舞い上がり洗濯物がベランダに干せない不安がある。 携帯電話等の電波障害が発生した場合誰が復旧対応するのか不安である。 工事によりテレビが映らなくなった場合に誰が補償してくれるのか。 建設後の生活侵害 高層建物等からの風の影響で被害が発生した場合には誰が補償するのか。 対策は十分に考えているのか。 高層建物等による携帯電話、テレビ、パソコンに影響が発生しない様に事前の対策は考えているのか。 ビル風が発生して洗濯物、布団等ベランダに干せない場合、乾燥機費等の購入費用と光熱費は誰が補償するのか。
Ⅱ-278	白井市の住民	建物の高さ 第一種低層住居専用地域（高さ制限 10m）の真ん中に高さ 40mのデータセンターを建設するという異常なこの計画に強く反対する。 この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解を更に深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望した。

番号	提出者	意見書の内容
		にもかかわらず無視、審議会で審議された計画よりもさらに高さを大幅に増している。 開発が制限されている市街化調整区域の規制を解除してまで進めるべきではない。 もっと大きな土地に高層建物は建設すべきと考え、計画は見直すべきである。
Ⅱ-279	白井市の住民	地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で40メートルと変更されたが、なぜ市が40メートルを最高限度と定めたのか、その根拠があるのであれば示してもらいたい。 どうして10mや20mではないのか、そこも示して頂きたい。 都市計画提案制度の概要の「3 都市計画決定等の市の判断」の⑧、⑨を含め「住民の意見を得られなければ執行しない」と、市は回答している。 では現在住民の意見が得られていないと私は考えていますが、市はどのような対応をする考えなのかを、示して頂きたい。
Ⅱ-280	白井市の住民	建物の高さ等 白井市の南山地区は緑の多い住環境の素晴らしい街だと思っています。 また、この地区には保育園・幼稚園から小中学校・高等学校まであり、教育環境も整備されて文教地区・住宅地区となっています。 このような地域の中に青空をなくするような大きな（倉庫のような）データセンター（高さ37m 3棟 高さ32m 1棟）を作る事は住環境にとって、必ずや悪影響を及ぼします。 造ってしまってからでは遅いと思いますので、声を高くして絶対反対します。
Ⅱ-281	白井市の住民	建物の高さ等 2025、5、12に提出された追加資料の2,修正プラン、3,修正点の要約を参照すると、住宅側の建物の高さを10mから7mにしたのはある程度評価するけれども、その他の建物の高さは50cm～3m低くなるだけである。（この高さは周辺にある教育施設より高い）これではどうしようもない。 とにかく、住宅地域・幼稚園から高校までである地域に大きなデータセンターを4棟も建設することには反対である。 閑静な住宅地が台無しである。 第1種低層住居専用地域（高さ制限10m）の真ん中に、条例を変えてまで、高さ37mもの建築物を4棟建設すること自体、間違っている。 建物の最高の高さは15m以内ならば可と考える。 環境に対する影響（環境の悪化） これだけ大きな建物を4棟も建設したならば白井市南山地区の環境に対する悪影響も大である。 環境に対する悪影響は前回にも意見提出したが敢えて記載する。 ・データセンターの建物が周囲の住宅に近すぎる（近い所で住宅地から25mぐらいと聞く）。近隣の居住地域では建物の圧迫感を持たせる。 ・高さ37m横幅100mを越す建築物（3棟）・建物・高さ32m（1棟）は、日照の問題・住居住宅の中の照度

番号	提出者	意見書の内容
		が低下・風向・風力・ビル風・景観・建物の圧迫感・電波障害発生の問題が生じ、住民の環境権等を脅かすものと考えられる。 ・排熱による気温の上昇（ホットスポットの形成）・排熱機器からの騒音・電磁波の発生・電波障害等で周辺の住民の健康で安全な生活が維持出来るのか。 - また、建物が住民に与える圧迫感を持たせる。これらは、憲法 25 条に違反するのではないか。 ・工事期間が 6 年間とは長すぎる。 - これに伴う、埃・騒音の発生・交通・生活に対する悪影響の増大が発生する ・データセンター建設はまちづくりではなく、まちこわしである。 - また、周辺に居住（南山地区）している住民のことを考えていない。 - 以上の理由でデータセンター建設に反対である。 データセンター建設後の税収は？ データセンター建設後の税収がどれほどの額になるのか、これだけの建物を建てたらこれだけの税収があるとの事ぐらいは既に計算済みであると思う。 まだ分からぬ話にならない。 自治会に説明会開催 4 月の説明会において隣接する各自治会対し説明会開催するという話はどうなっているのか。 『データセンター建設の決定後、自治会にその旨の説明会を開催します。』と言うような事態になったら、たまったものではない。 現在の状況ではどうもそのような懸念を抱く。
II-282	白井市の住民	都市計画の原案 ・第一種低層住宅専用地区に高さ 40m もの建物を有するデータセンターを建設するという、異状なこの計画に強く反対する。 - 開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除してこのような乱暴な開発行為をすることは許されない。 ・都市計画提案制度の概要の 3 「都市計画決定等の市の判断」の⑧、⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と、市が回答したが現在、近隣住民の意見が得られていない。 - 今後どのような対応をするか。 建物の高さ ・第一種低層住居専用地域（高さ制限 10m）の中に高さ 40m ものデータセンターを建設するという、異状なこの計画に強く反対する。 障害の排除

番号	提出者	意見書の内容
		・建設工事に伴いさまざまな障害を指摘されていると思いますが、今までの説明会で指摘された事項に対して誠心誠意の対応を望みます。
Ⅱ-283	白井市の住民	建物の高さ ・第一種低層住居専用地域（高さ制限 10m）に 40m もの高さのデータセンターを建設するという計画には驚き反対せざるを得ません。 周辺住民の事を配慮された対応をしての計画に変えていただけるよう高さを当初の 20m 以下にして欲しいです。 ・40m もの高さのものが建つことによる日照被害にはどのような対応補償があるのか。 ビル風の対応 ・高い建物が出来ることによる強風発生の害をどういとめられるのか。 ビルの（建物の）角を丸くする、樹木による風の流れなどきちんと考えているのか、されなくての風害に対しての補償は。 ・富ヶ谷地区にデータセンターができることにより、市にはどれだけ税金が入るのか。 その税金によりどのようなことで市民への還元ができるのかを明示してほしい。
Ⅱ-284	白井市の住民	建物の高さ 住宅地に高層建物を建設することが住民生活にどれだけ多くの影響が発生するのか計画を見直すべきです。 日照被害 高層建物の影響で洗濯物、部屋での日光浴ができなくなる。
Ⅱ-285	白井市の住民	40m もの異様な物体が目の前にそびえたつ。 日があたらくなり風の影響も大きい。 白紙撤回を要求する。 住民の生活を犠牲にしてまでの価値があるのか疑問であり断固反対する。
Ⅱ-286	白井市の住民	地区計画の原案 地区整備計画の「建物の高さの最高限度①」で 40m を変更されたが、市が何故最高限度を 40m としたのか明確な根拠が示されていない。 根拠を示してもらいたい。 建物の高さ ・第一種低層住居専用地域（高さ制限 10m）の中に高さ 40m ものデータセンターを建設するという、異状なこの計画に強く反対する。 地価の下落 ・住環境が低下することで、地価評価も低下するがその補償をしてもらえるのか。 ・高齢になり、老人介護施設に入居するために、住宅を売却する予定があるが、環境低下で住宅価格が下がり老人

番号	提出者	意見書の内容
		介護施設に入居出来なくなった場合は低下分の補償はしてもらえるのか。
II-287	白井市の住民	白井市都市計画審議会との整合性について 第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m）であるにも関わらず 40mもの高さの建物を建設する計画に対して、市は先に市の都市計画審議会で概ね妥当とされた高度計画を考慮しないのは何故か。 そもそも、40mの高度でなければデータセンターが機能しないとする根拠はあるのか。 第一種低層住居専用地域である制限を斟酌しない業者の計画について、市は、後記する地域住民に与えるであろう多大な影響を慎重に考慮すべきである。市は、制限を解除してまでも固定資産税等の税収増等に固執するのであれば、それは許しがたいものと思料する。 白井市の見解について 先に行われた「地区計画の原案等に係る説明会」で市は、「住民の意見を得られなければ執行しない」と回答しているが、現時点では、地域住民の意見を得られていない。 今後どの様に対応するのか確認を求めたい。 日照被害及び損害賠償等について 計画の高度 40mの建物となると、日創被害が生じるのは明らかである。 地域住民に及ぼす影響を範囲、時間帯等を季節毎に明示させるべきである。 その上で、日照被害を受けた住民に対する損害補償について、詳細な取決めを開発業者と約定すべきである。 仮に市が計画通りに開発を許可したことにより、損害賠償を訴追する事例が発生すれば、市も訴訟の対象となる可能性がある。 十分な事前検証が求められる。 市には住民に不便、不都合、犠牲等を強いることは絶対に避けるべく責務がある。 建設工事中の安全管理について 地域住民の生活道路をダンプカー等の大型車両が日中時間帯に関わらず、多様の往来等が頻繁になることが予想されるため、騒音の発生、危険度合いの上昇等が予想される。 対処のあり方に関して業者との約定を確たるものにすべきである。 市の広報活動について 市政として、この開発案件を市民に広く知らしめるべく、広報活動を積極的、かつ広範に行うべきである。 市議会の動向について 当該案件に関しては、市議会の動向がまったく不明である。 何らかの情報開示が必要と思料する。
II-288	白井市の住民	・地区整備計画の「建物等の高さの最高限度①」で、40mと変更されたが、市が何故最高限度 40mとしたのか明確

番号	提出者	意見書の内容
		な根拠が示されていない根拠を示してもらいたい。 ・都市計画提案制度の概要の「3 都市計画決定等の市の判断」の⑧、⑨を含めて「住民の意見を得られなければ執行しない」と市が回答したが、今現在、近隣住民の意見が得られていないが、今後どのような対応をするのか。 ・第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限 10m）の真ん中に高さ 40mものデータセンターを建設するという異常なこの計画に強く反対する。 このような乱暴な開発行為をすることは許されない。 白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止すべきである！ ・日照被害が著しい。 ・高層建物等の日影の影響で、洗濯物、布団乾燥の使用の光熱費は誰が補償するのか。 ・日影の影響で掛る暖房費、照明費、乾燥費は補償してもらえるのか？ ・今回の計画は白井市都市計画審議会で「概ね妥当」とされた計画とは異なる。 同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進める事は条例に違反するので、断固反対します。
Ⅱ-289	利害関係人	子供達が安心して遊べる良い環境がないがしろにされることに対して、データセンタ建設に反対です。 又、静かで安心して暮らせたはずの両親の事に多いに不安を覚えます。住宅地のとなりに企業のビルが建て並ぶとは異常な事であり、断固反対致します。 以上
Ⅱ-290	利害関係人	子供の頃、梨園のそばをよく通っていました。 その梨園が 40mもの高層ビルが建ち交通量もふえて、環境が悪くなること、住宅用道路も交通量が増して、住宅地と呼べなくなる事。子供達が、安心して通行できない事、白井の豊かな安全な両親の家に里帰りしにくくなる事、両親が今までのような良い環境で老後かすごせなくなる事において、データセンタ建設には大いに反対致します。 以上
Ⅲ その他（賛成、反対の意思が明確に判断できない意見）		
Ⅲ-1	白井市の住民	1. 都市計画（復業務施設）の原案等に関わる説明会の補足説明資料（事業者）の7頁で「災害対策用のトイレの設置（屋外）」とありますが、通常はベンチとして利用し、災害時にマンホールタイプの仮設トイレに替え、異物を流す為の井戸を付けて頂けませんか、規模についてはお任せします。 尚、仮設トイレの収納場所は、地域貢献施設の一角に外部から出し入れの出来る収納スペースを準備すれば、地域住民のパワーで設営訓練を経て運営が可能です。 2. 同じく「支援ステーションの炊飯の提供」とありますが災害時の炊き出しと同じ意味だと思っています。 炊き出しに必要な炊飯の水を確保出来る設備に加え、補給の為に駐車場の一部を給水車の指定場所にして、昼間は周辺住民に対応、夜間は炊き出しの補給に対応出来ればと思っています。 炊き出しにあたっては、運営事業者だけでは不足する人手に、地域ボランティアを加える体制が良いかと思います。 地域貢献施設の運用時期までには十分な訓練時間が取れます。 3. 補足説明資料（事業者）の5頁で日常は「カフェ」とありますがデータセンターの従業員や住民が利用出来る

番号	提出者	意見書の内容
		厨房設備と食堂にしたらどうですか。 4. 又、周囲が小・中・高等学校に囲まれていることから、子供食堂やヤングケアラー及び、高齢者の食事支援などの活用もご検討ください。 勿論、地域貢献施設の運用時期にニーズがあつてのことです。 5. 前項に記載した、それぞれ規模についてはお任せしますが、地域ボランティアを育てる為にも、運営事業者に地域ボランティアを加える体制が良いと思います。 地域貢献施設の運用時期までには十分な訓練時間が取れます。 6. 補足説明資料（事業者）の7頁で「支援ステーションのお湯の提供」とありますが、災害時の子育て支援として乳児ミルクの提供も合わせて検討してください。 哺乳瓶などの煮沸滅菌などの設備があると安心出来ると思います。 市に育児のアドバイスかサポートしている部署があれば、運営事業者に指導をお願いして欲しいと思います。 哺乳瓶などの煮沸滅菌などの設備は大袈裟に考えなくても、家庭で行う方法で対応出来ますので、水や電気など若干の余裕を持たせれば十分だと思います。 7. 前項に関連して、平時においては、子育て世帯の子供が一般の食事が取れるようになるまでミルクや離乳食の提供を、契約に基づいて運営事業者が、仕入れ、災害に備えて一時ストック、販売のサイクルを回すことで、対応出来るか、ご検討ください。 一時ストックする場所を確保できれば、地域貢献施設の運用時期の少し前からの調査で対応できると思います。 8. 前項の一時ストック品を子供のオムツや介護用品まで広げて、宅配サービスまで加えると幸いです。 9. 更に、宅配サービスに4項で記述した高齢者の食事支援（お弁当）を加えると幸いです。 10. 地域貢献施設には災害時に地域住民の落ち合うとしての役目や、家族との連絡に必要なスマホなどの充電など行える場所として活用できればと思っています。 11. 6項から9項までは、「開発事業の縦覧・意見書の提出」に提出した意見書に、育児と高齢者の支援を加えました。 補足説明資料（事業者）の冒頭に「防災拠点と役目を担う」とあるように地域住民の防災拠点となるように、期待しております。
Ⅲ-2	白井市の住民	賛成でも反対でもありませんが、説明会の進行中又は質疑時に反対意見しか言えない雰囲気を住民側がつくっていることに遺憾です。 市役所職員や事業者へハラスメントになりうる発言を、出席者も黙認している異常な状態です。
Ⅲ-3	白井市の住民	Ⅲ-2 と同じ。
Ⅲ-4	白井市の住民	Ⅲ-2 と同じ。
Ⅲ-5	白井市の住民	Ⅲ-2 と同じ。
Ⅲ-6	利害関係人	Ⅲ-2 と同じ。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅲ-7	白井市の住民	土地の権利を持つ地権者の方が決めた事業なのであれば周りの人間がとやかく言う事ではありませんが、建築工事については近隣へ配慮して下さい。 また着手前に説明会の実施をお願いします。 ただこの計画で船橋に抜ける道が住宅街を抜けるので安心しました。 今はものすごいスピードで車が抜けていくので本当に危ないです、一日でも早く対応して欲しいです。
Ⅲ-8	白井市の住民	Ⅲ-7 と同じ。
Ⅲ-9	白井市の住民	Ⅲ-7 と同じ。
Ⅲ-10	白井市の住民	Ⅲ-7 と同じ。
Ⅲ-11	白井市の住民	Ⅲ-7 と同じ。
Ⅲ-12	利害関係人	Ⅲ-7 と同じ。
Ⅲ-13	白井市の住民	データセンターができる事で景観は悪化しますが、事業者が計画している近隣貢献施設ができる事により、周辺で不足している飲食店、コンビニができれば生活利便性が良くなる事に期待しています。
Ⅲ-14	白井市の住民	Ⅲ-13 と同じ。
Ⅲ-15	白井市の住民	Ⅲ-13 と同じ。
Ⅲ-16	利害関係人	Ⅲ-13 と同じ。
Ⅲ-17	利害関係人	本件事業で市長はデータセンターを誘致したいとはっきり宣言すべきかと思います。 何も言わないので反対したらなくなるかもしれないと思っている人が多くいるのではと不安になります。 あまり反対が広がると市のイメージが悪くなるので明確な態度を示す事が大事ではないでしょうか。
Ⅲ-18	白井市の住民	Ⅲ-17 と同じ。
Ⅲ-19	白井市の住民	Ⅲ-17 と同じ。
Ⅲ-20	白井市の住民	Ⅲ-17 と同じ。
Ⅲ-21	利害関係人	Ⅲ-17 と同じ。
Ⅲ-22	白井市の住民	高い建物ができる事に不安はありますが地域貢献施設に期待します。 このエリアにできる施設ですが近隣住民の意見を取り入れる機会を設けて欲しいです。
Ⅲ-23	白井市の住民	Ⅲ-22 と同じ。
Ⅲ-24	白井市の住民	Ⅲ-22 と同じ。
Ⅲ-25	白井市の住民	周辺住民への配りよされる環境をもう少し、くわしく、教えてほしい！！ 例えば・リクリエーション広場 ・スターボックスなど ・又はスポーツジム、洗場など どのような所にどれくらいのスペースで？ いこいの場が、できるといいなと思いました。

番号	提出者	意見書の内容
Ⅲ-26	白井市の住民	建物の高さ等 前回の意見書も提出致しましたが私のような無知識の者には手にあまると。 又考じました問題が大きいので市役所勤務の方そして白井在住の知識者の方々（私は給料等を得ていることも大切だと考えます。）は本職で疲れているところ大変重大な案件を寝不足で考える事になるのです。 本業にさしさわれば家族（いない方も含めます）が困ります。 女の立場で言うとは若い人達の為に引越す、なるべく早く、私なのですが。 データバンク建設のことは遠く先のことも考えてなるべく早く売る・住まいを手離すのは嫌ですが、生活に不便になることと同じように引越す方々が増えなじみのない方々もしかしたらデータバンク勤務とか関係のある方々かもしれない。 等々考えれば住みにくくなります。 前回の時はまだ先のことと思っていましたが、もうこんなに早く、と思いました。 引越すことができるのか？ お金のかかることなので本当に不安です。 不安感が先になりまともには考えられませんでした。 足腰が悪く、自分がどう暮らしていくのかと自分のことばかりしか考えられずこのようなものは意見書とはいわないと思ったのですが提出だけさせていただきます。
Ⅲ-27	白井市の住民	法律などルール以上の制限を約束している事業者は珍しいと思います。 他の事業者になると、どの様な計画になるか不安になります。
Ⅲ-28	白井市の住民	Ⅲ-27 と同じ。
Ⅲ-29	白井市の住民	Ⅲ-27 と同じ。
Ⅲ-30	白井市の住民	Ⅲ-27 と同じ。
Ⅲ-31	白井市の住民	特にありません。
Ⅲ-32	利害関係人	空白